

堺市民芸術文化ホール舞台管理運営業務 審査基準

1. 審査対象

各企画提案者の提出した企画提案書の関係書類を審査の対象とする。

なお、企画提案書については、審査の公平性を期するため一切の事業者名を匿名とする。

選定委員会において、最も優秀であると評価された事業者を優先交渉権者とする。

2. 審査項目及び基準

※別紙1のとおり

3. 審査方法

(1) 審査項目及び基準を別紙1で確認し、記載されている採点方式に沿って得点を算出する。

(2) 委員は得点をもとに全事業者の順位及び順位点を決定する。

(3) 各委員の審査結果をもとに、委員匿名により全事業者の得点及び順位点の順位を定める。

4. 審査結果

(1) プロポーザル審査の結果、別紙1で算出した得点の一番高い事業者を委託契約の優先交渉権者とする。なお、審査の結果、得点が同一の者があった場合には、得点が同一の者の中で各委員が算出した順位点の合計が一番高い事業者を委託契約の優先交渉権者とする。得点が高同点であり、かつ順位点が高同点の者があった場合には、これらの者の中で見積書見積額の低い者を優先交渉権者に選定する。なお、順位点の算出方法は下記のとおり。

(2) 審査の結果、得点が一番高い事業者であっても委員全員の得点の合計が満点の60%未満の場合、契約の相手方として選定しない。

(3) 企画提案者が1者の場合は、選定委員会で提案内容を審査し、優秀であるときは交渉権者として選定する。但し、この場合においても委員全員の得点の合計が満点の60%未満の場合、契約の相手方として選定しない。

(4) この基準に定めのない事項については、選定委員会において決定する。

※順位点の算出方法

下表により順位を「順位点」に換算する。参加事業者数が6以上の場合、5以下の例にそって換算する。

参加事業者数 (委員全員の得点の合計が満点の60%未満の場合を除く)	順位表				
	1位	2位	3位	4位	5位
2	2点	1点			
3	3点	2点	1点		
4	4点	3点	2点	1点	
5	5点	4点	3点	2点	1点

配点表

別紙 1

●書類審査 審査項目と配点

	審査項目	審査基準	配点
1	ホール運営についての考え方、適格性 (計 100 点)	・経営基盤、他施設の運用、管理実績	10 点
		・受託業務、ホール管理に対する基本的考え方、業務姿勢	30 点
		・舞台機構担当者の技量と業務への考え方と対応	20 点
		・照明及び音響担当者の技量と業務への考え方と対応	10 点
		・施設利用者へのホスピタリティの考え方	20 点
		・安全確保の考え方	10 点
2	業務遂行のための具体策、計画 (計 70 点)	・総合的な業務執行体制（責任体制）、指揮命令系統	10 点
		・各作業等の個別具体的な実施体制、方法、安全確保対策、業務モニタリング（観察、把握、評価）の具体策	20 点
		・従事スタッフに対する教育・研修・専門訓練	10 点
		・機械故障時（応急処置など）、緊急時（地震、火災、震災等）における具体的対応体制・対応方法	10 点
		・従事者の確保について、舞台、照明、音響担当者の配置計画	10 点
		・追加人員の人材や手配に対する考え方	10 点
3	その他（計 10 点）	・その他、独自の提案事項等	10 点
9	見積金額 (計 20 点)	下記参照。	20 点

合計 200 点

【見積金額の項目について】

最も安価な見積書（追加人員の費用を除く）を提示した事業者の見積金額を各事業者の見積額で除したのち、配点 20 点を乗じる。計算後の端数は小数点第 1 位は四捨五入する。

最も安価な見積書を提示した事業者の見積額 / 審査対象の事業者見積額 × 20 点